

宮城県で水産物の加工販売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、平成27年1月分から平成28年12月分まで、原発事故の影響割合を1割として賠償されると共に、取引先の要請に基づいて実施した放射線量測定検査に要した費用について、平成27年2月分から平成29年1月分まで賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

| | | |
|------|---|---|
| 損害項目 | ア | 逸失利益 (期間 自 平成27年1月1日 至 平成28年12月31日) |
| | イ | 検査費用 (期間 自 平成27年2月10日 至 平成29年1月10日) |
| | ウ | 本件和解仲介に関する弁護士費用 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（前項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金10,697,618円の支払義務があることを認める。

| | | |
|--------|-------|------------|
| (内訳) ア | 逸失利益 | 9,260,000円 |
| イ | 検査費用 | 1,127,618円 |
| ウ | 弁護士費用 | 310,000円 |

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解を定める部分を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対し別途損害賠償請求することを妨げない。

ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年11月27日

(仲介委員 齋藤祐一)